冤罪で拘置所にとらわれて知ったこと
3333万円の慰謝料をもとに始めたこと

2017年12月13日

村木　厚子

今日お話ししたいこと

- 郵便不正事件とはどんな事件だったか
- 刑事司法の在り方について国民として考えたこと
  - 刑事司法改革の重要性
- 拘置所の中で学んだこと
  - 福祉についてもう一度考える

- おまけの話

犯罪をした者等の年齢と性別

受刑者の年齢と性別

（平成28年版犯罪白書）
※　新入所時

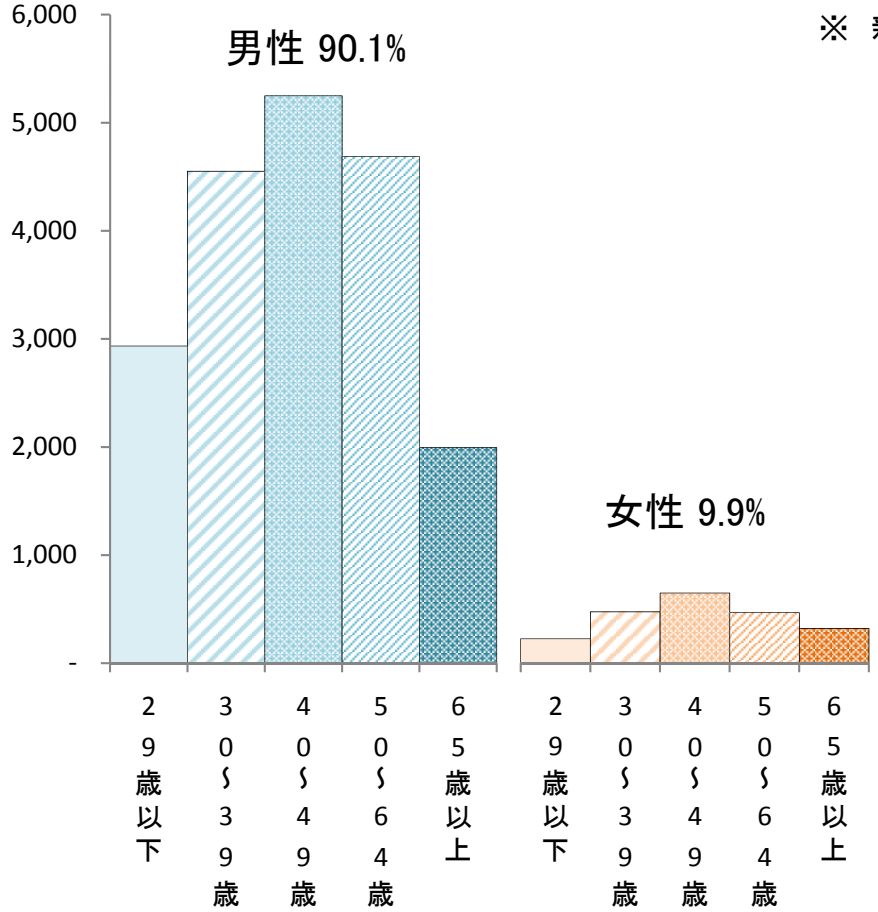

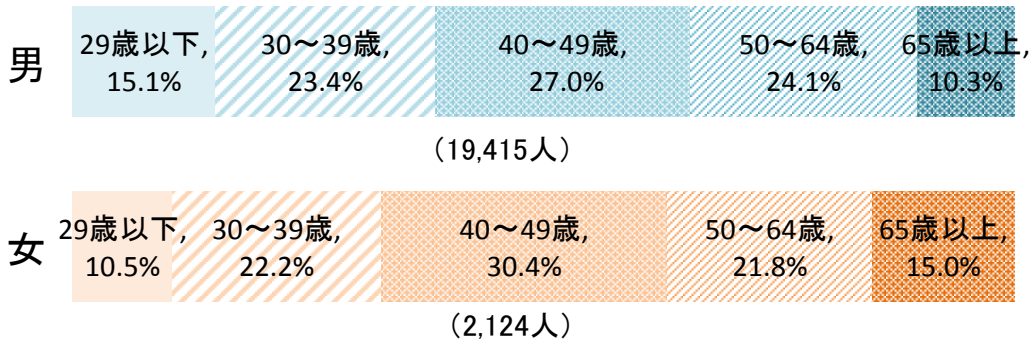

保護観察対象者（少年を除く。）の年齢と性別

（平成28年版犯罪白書）
※　保護観察開始時

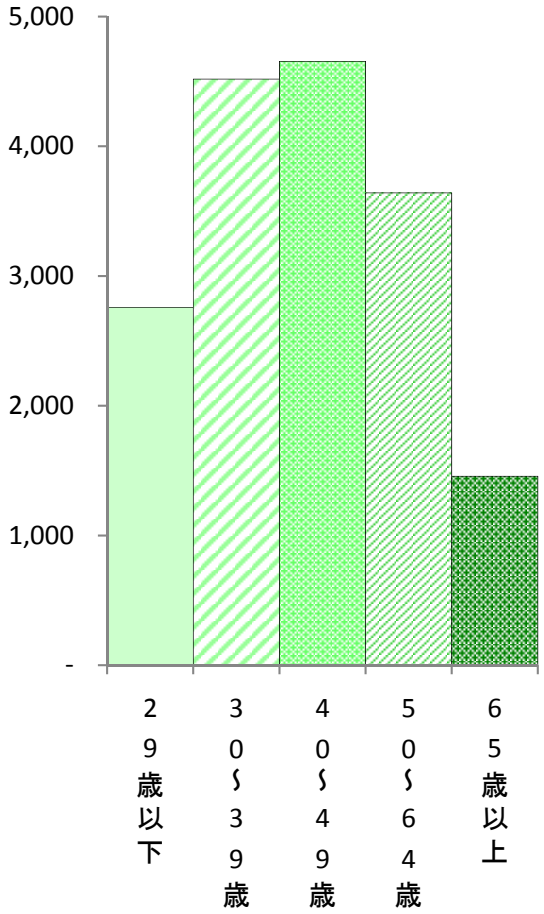

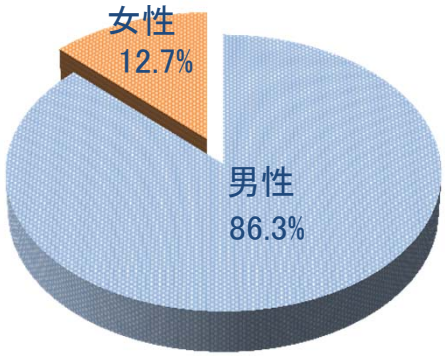

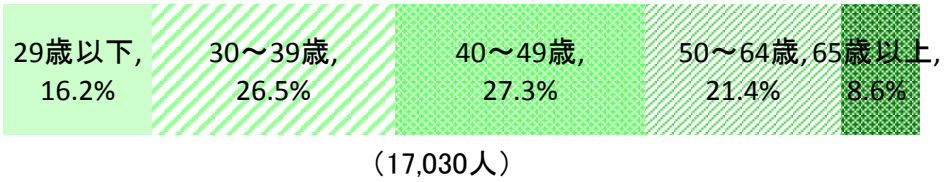

犯罪をした者等の罪名

受刑者の罪名

（平成28年版犯罪白書）
※　新入所時

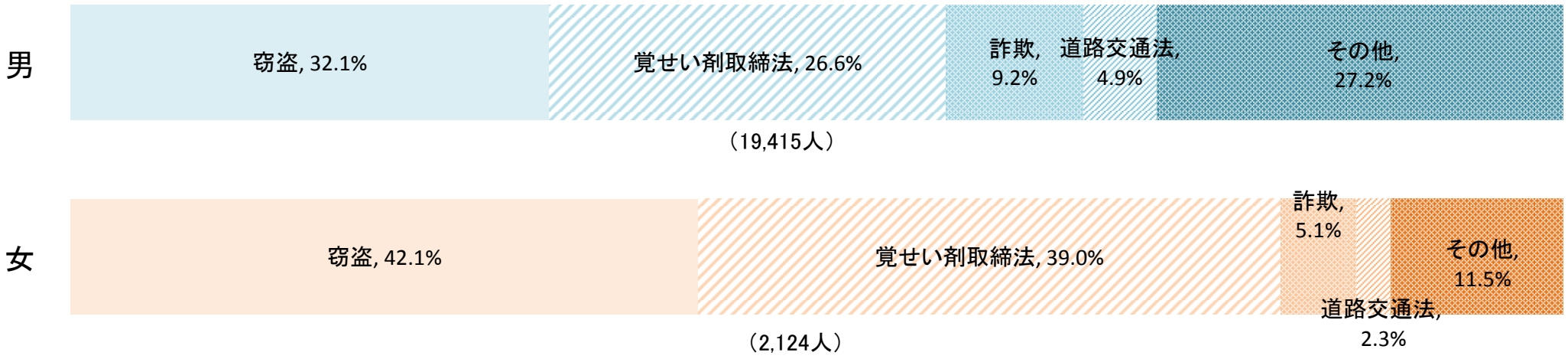

保護観察対象者（少年を除く。）の罪名

（平成28年版犯罪白書）
※　保護観察開始時

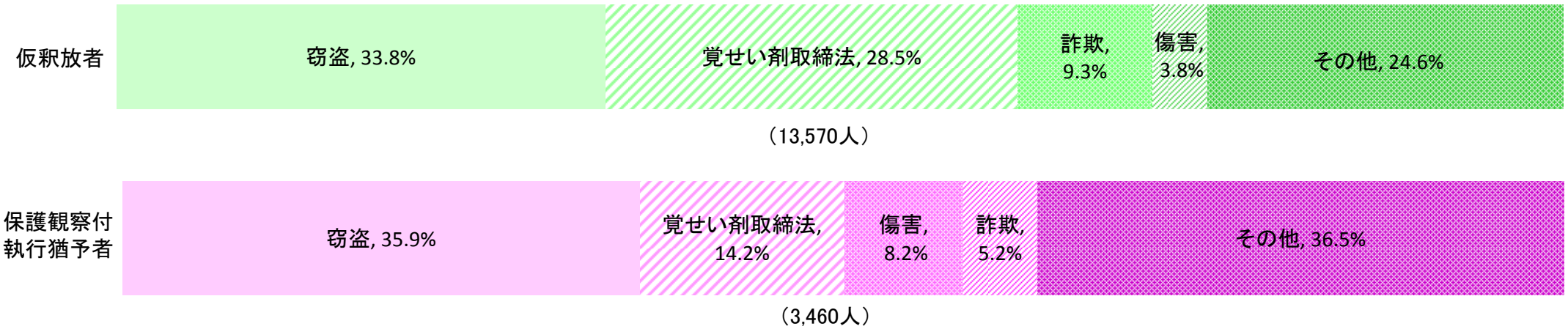

※「傷害」には「傷害致死」を含む。

犯罪をした者等の知能指数等

受刑者の能力検査値等

（平成27年矯正統計年報）
※　新入所時

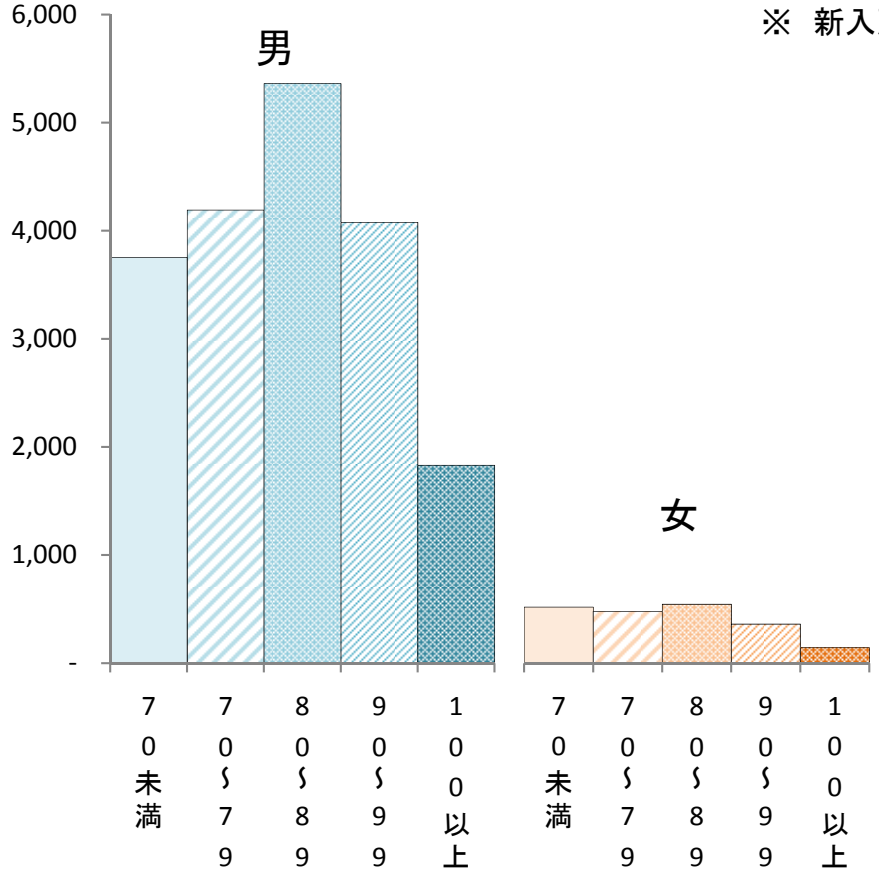

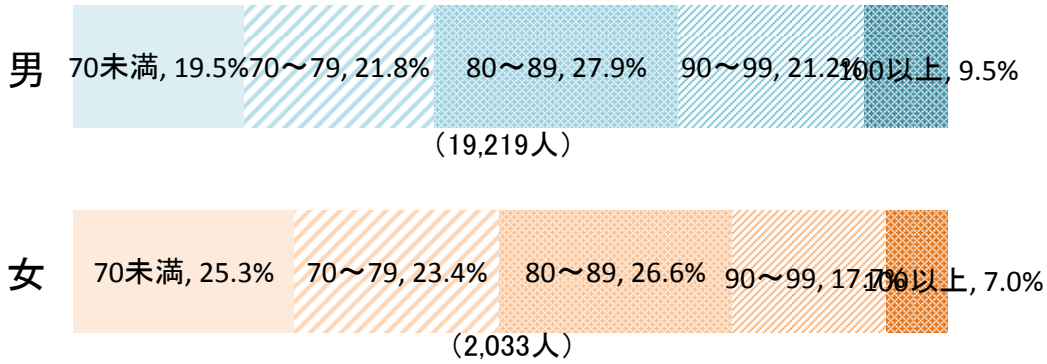

保護観察対象者（少年を除く。）の知能指数

（平成27年保護統計年報）
※　保護観察開始時

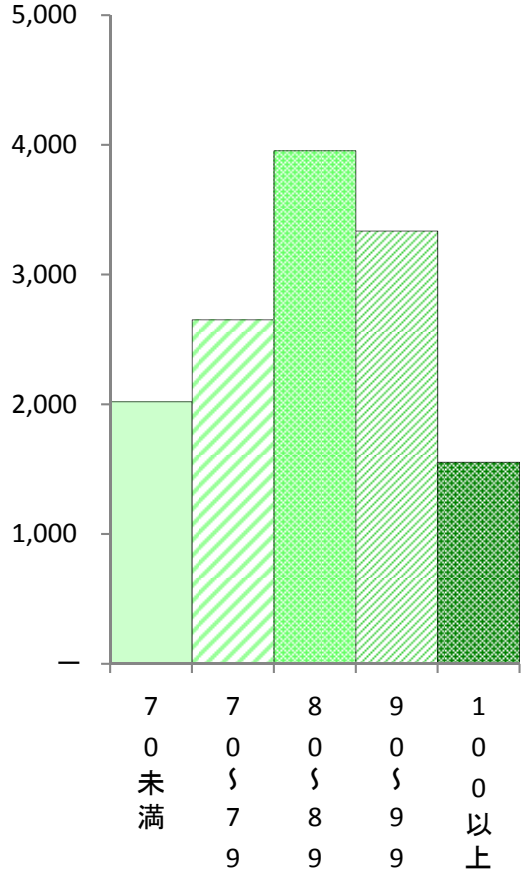

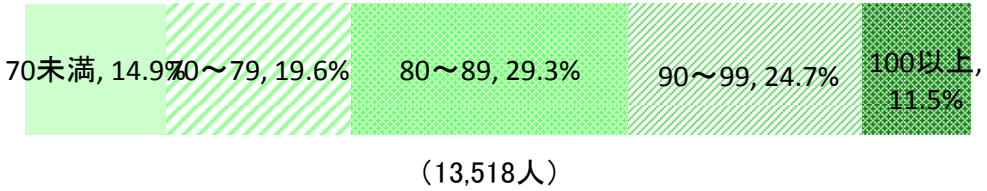

犯罪をした者等の教育程度

入所受刑者の教育程度

（平成27年矯正統計年報）
※　新入所時

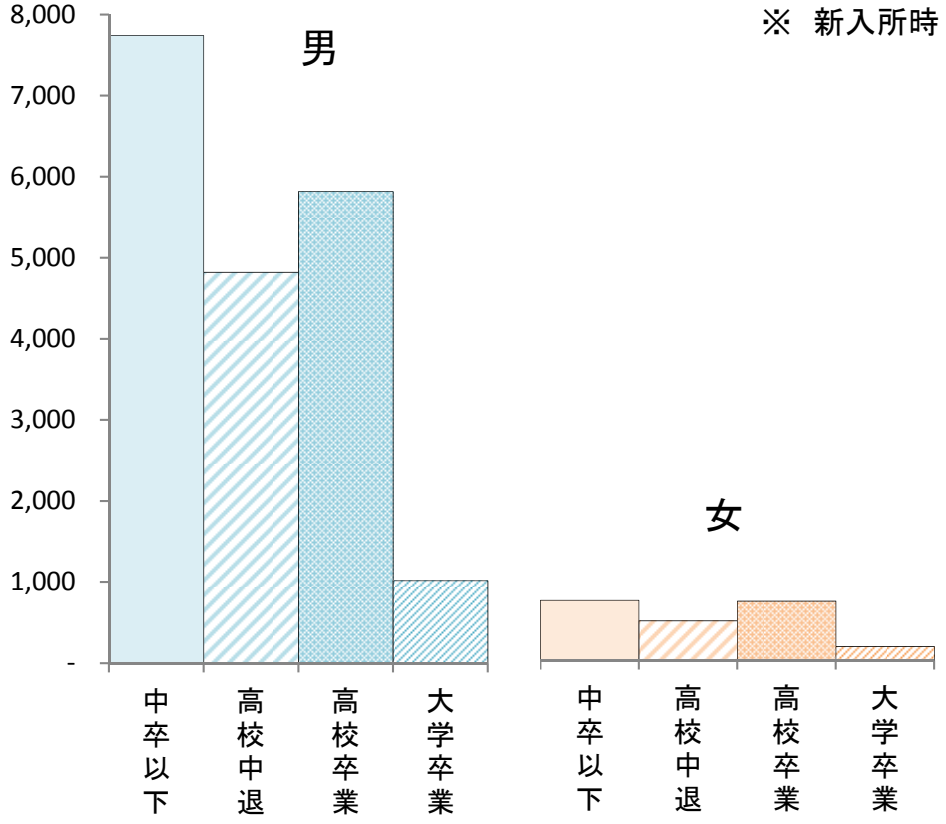

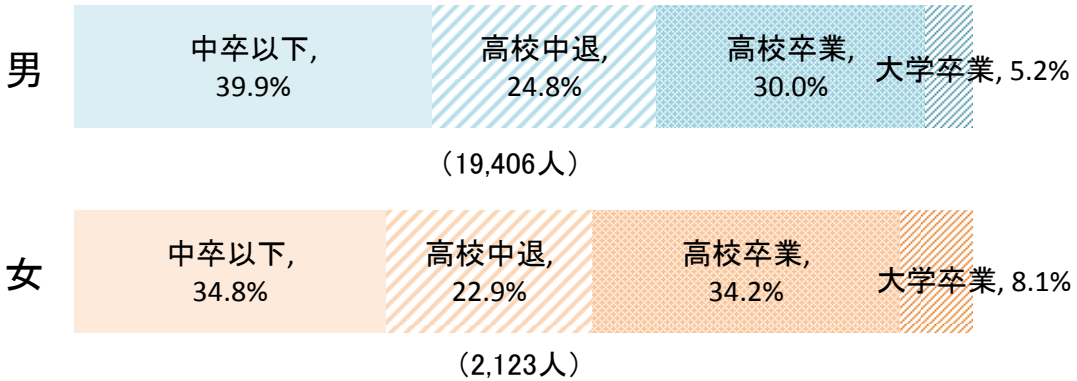

保護観察対象者（少年を除く。）の教育程度

（平成27年保護統計年報）
※　保護観察開始時

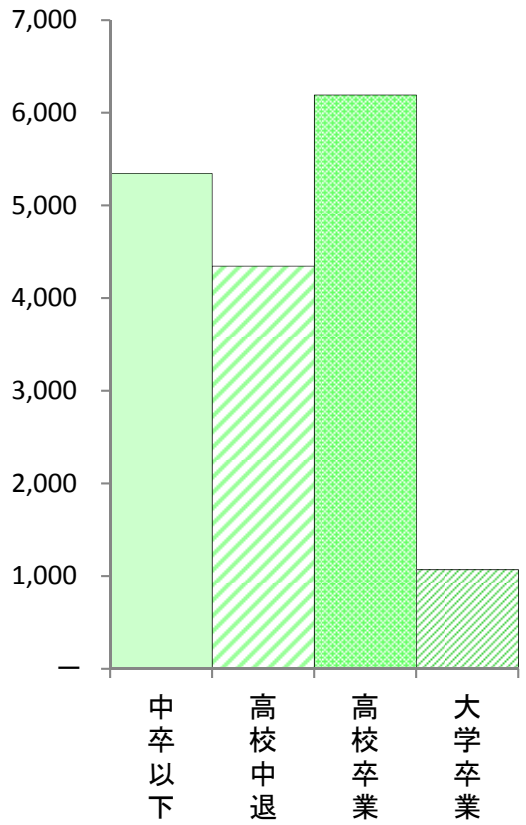

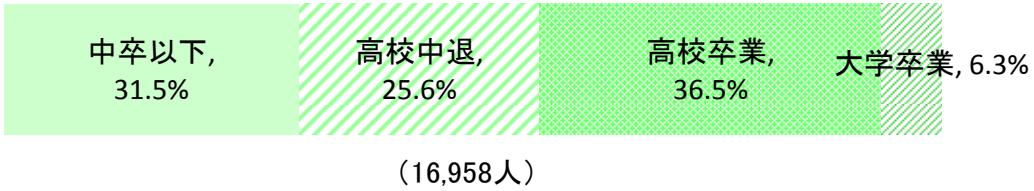

※　高校在学は、高校中退として計上
※　大学在学、大学中退は、高校卒業として計上

矯正施設入所者の状況

（H26法務省矯正統計年報等を参考に作成）

全在所受刑者 52,860人（平成26年末）

新入所受刑者　21,866人

- 初犯入所受刑者 約8,900人（41%）
- 再犯による再入所受刑者 約13,000(59%)
- 前年からの在所受刑者 約39,000人

帰住地あり、受刑態度等の理由

出所者 約25,000人

- 仮釈放 約14,000人(56%)
- 満期出所者 約11,000人（44%）

帰住地がない、受刑態度等の理由

満期出所者

- 帰住先がある者　約5,300人
- 帰住先がない者　約5,700人

うち、帰住先のない高齢者又は障害者　約1割程度（18'法務省特別調査）

○ 約6割の犯罪は、再犯者（全犯罪者のうちの約2割）が実行

再犯防止の必要性

○ H16年～20年の刑務所再入所者のうち、出所時に帰住先がなかった者の約57%が1年未満で再犯（21 '犯罪白書）

帰住先の確保と生活基盤の安定の必要性

居場所と出番が必要

満期・仮釈放別再犯率

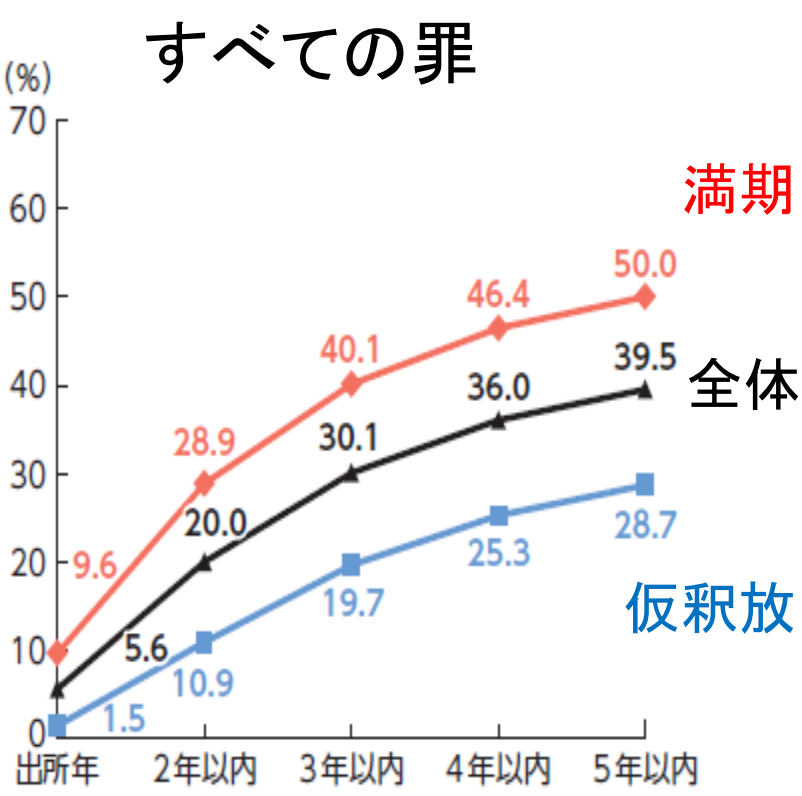

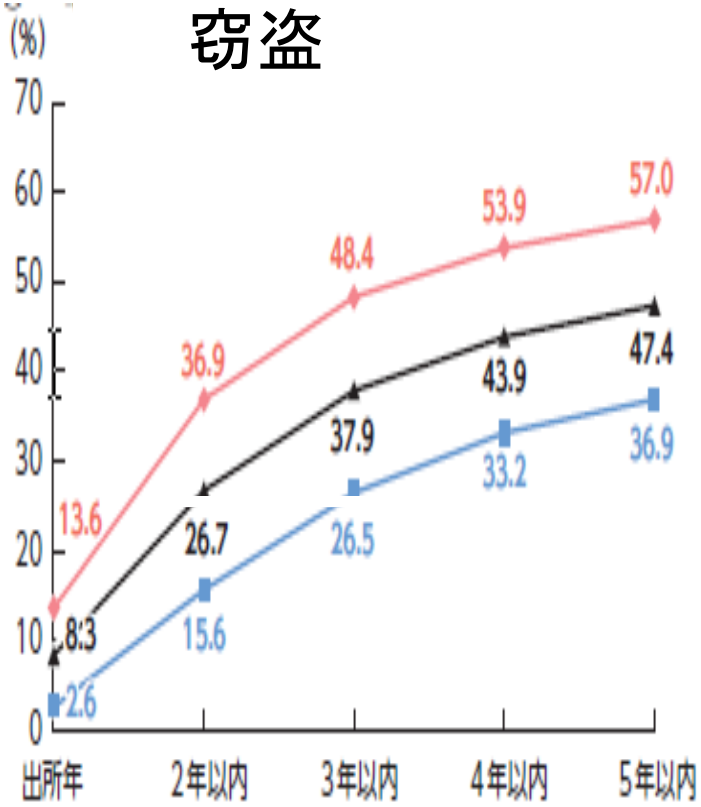

職業の有無別再犯率
（5年以内）

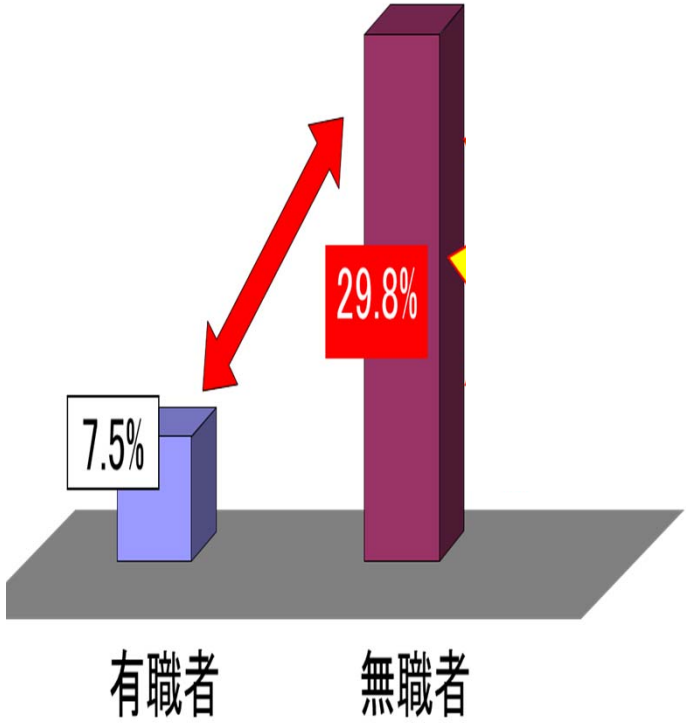

注：１　どちらも刑務所出所者全体の統計で、知的障害者に限定してはいない
　　２　仮釈放は悔悟の情、更生の意欲等と併せて、引受人・帰住予定地等の出所後の環境が整っていることが必要

（犯罪白書等による）

薬物依存者の再犯を防止する上で、刑務所・保護観察所・地域社会の各段階で、一貫した支援を行うことが課題

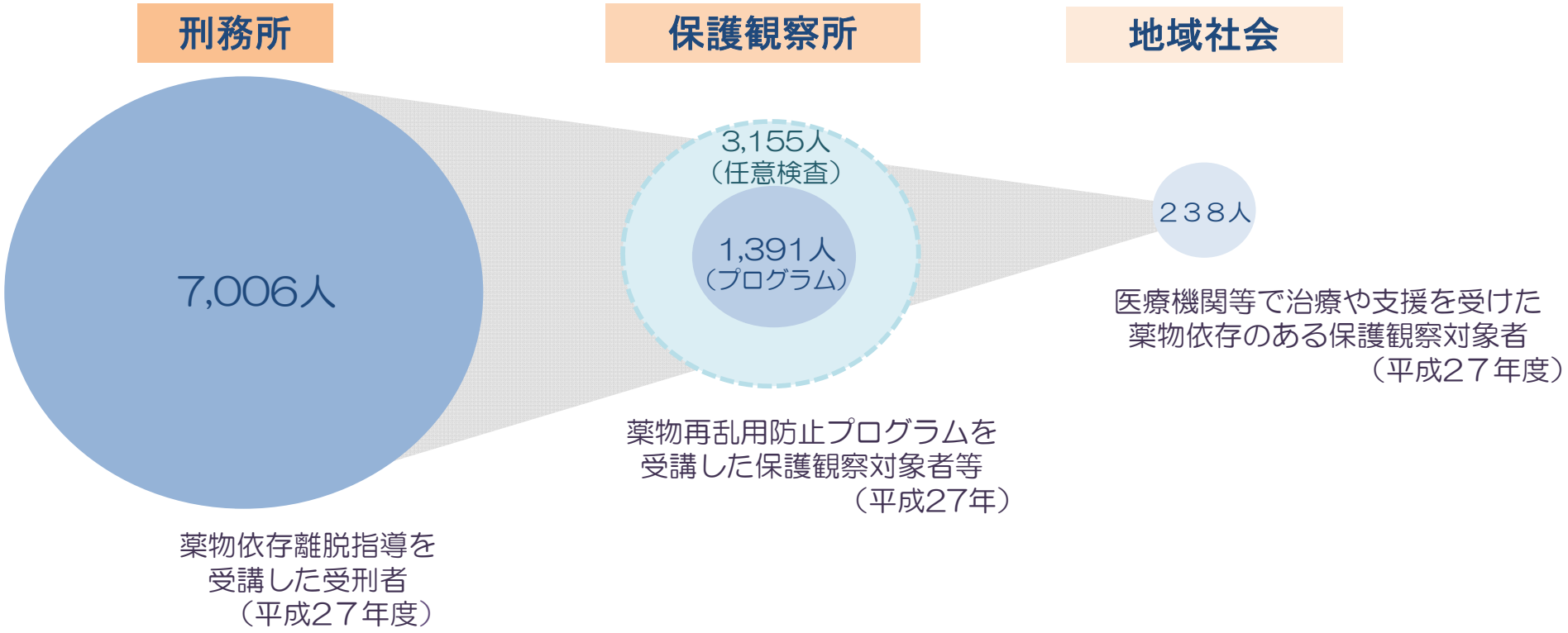

入所受刑者の数は、ピーク時の平成18年に比べ、約1.1万人減少（約3.3万人→約2.2万人）
再入者の数は、ピーク時の平成18年に比べ、約4千人減少（約1.7万人→約1.3万人）

初入者が大幅に減少しているのに対し、再入者の減少は小幅にとどまっているため、
入所受刑者に占める再入者の割合（再入者率）は増加している

入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移

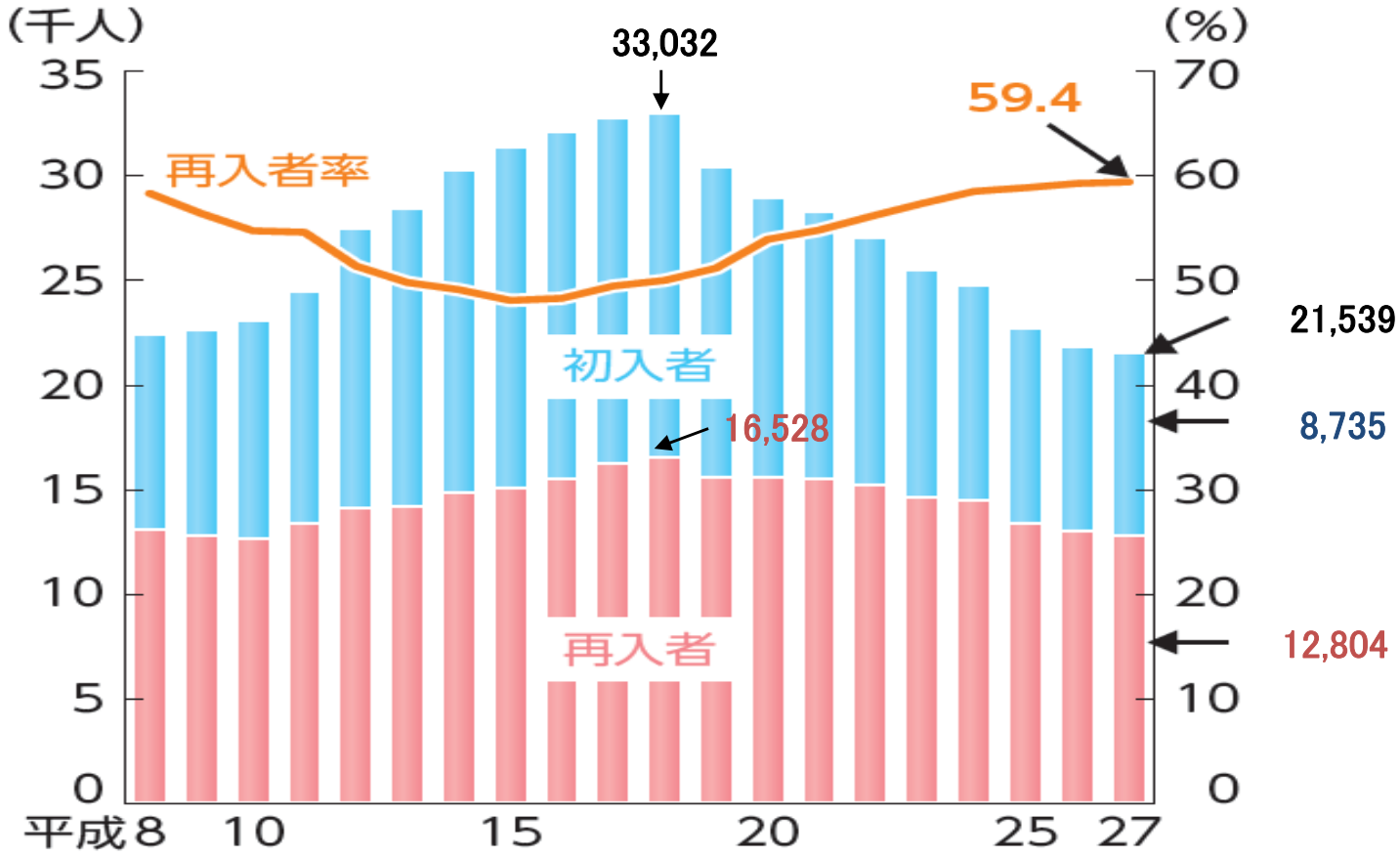

注　矯正統計年報による

共生社会を創る愛の基金（趣旨）

コミュニケーション障害による不十分な取り調べや裁判
刑務所の新規受刑者の1/4に知的障害の可能性
社会に受け入れられず犯罪を繰り返す障害者や少年、高齢者

こうしたある意味で極限の分野にこそ、社会的な弱者にとっての「生きにくさ」が集約している。

こうした人たちにとっての適正な刑事司法プロセスを保障し社会復帰を進める仕組みを研究・提言するとともに、そうした仕組みを実際に機能させるための活動を支援するための基金を設立する

負の回転ドア

再犯にいたる期間

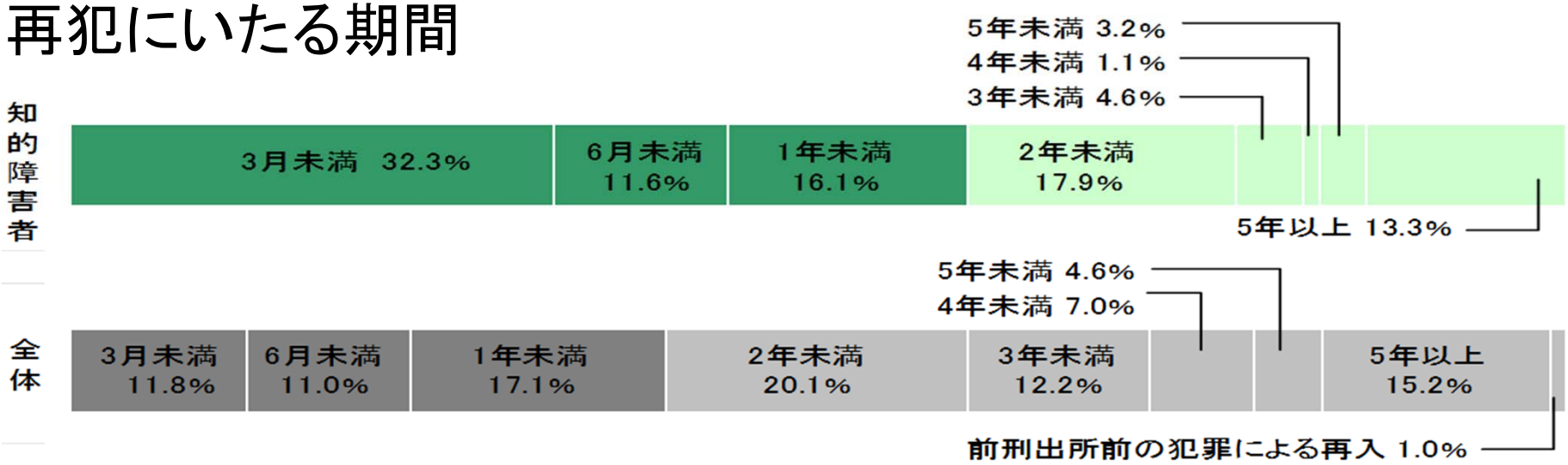

3つのステージで負の回転扉を止める

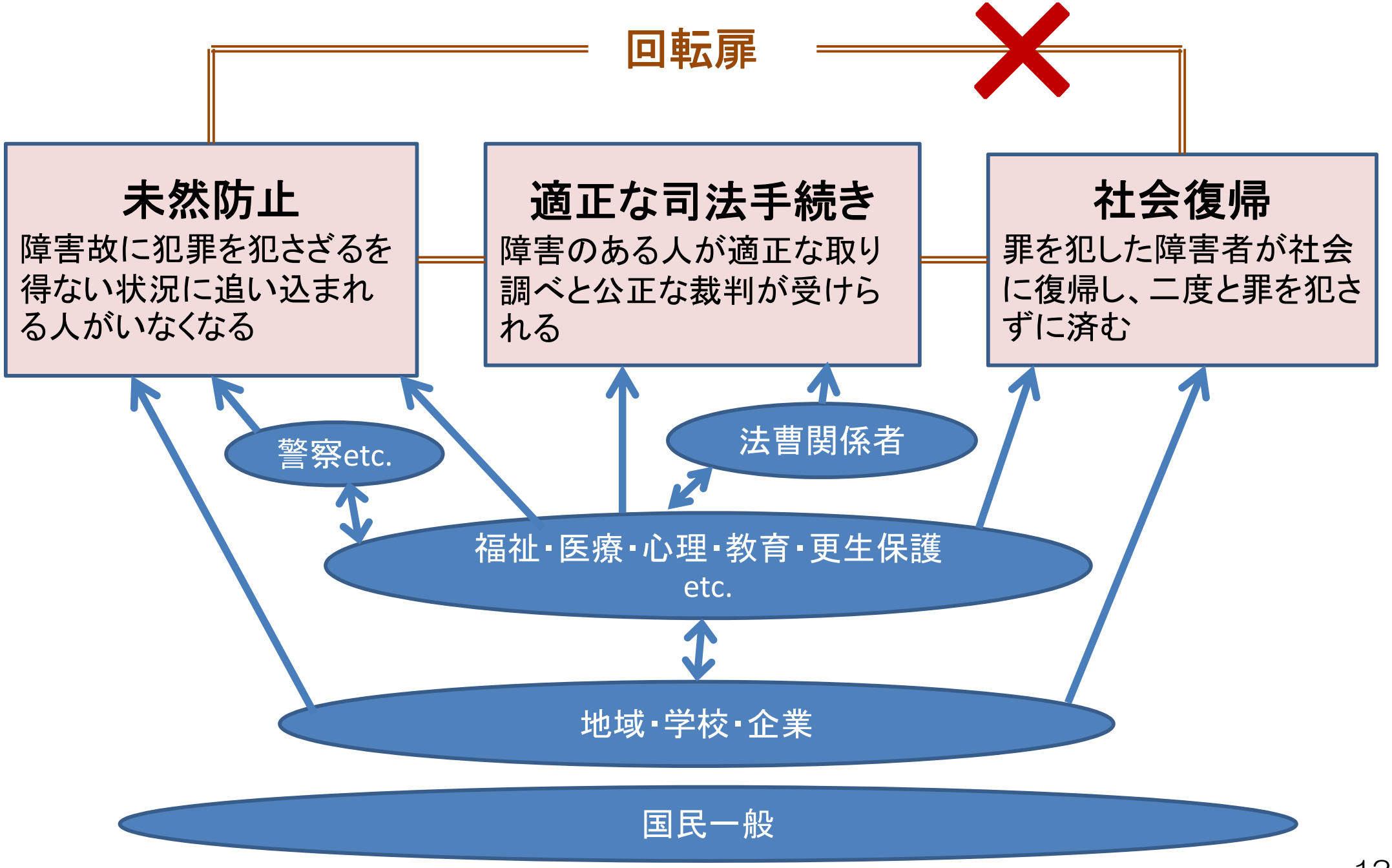

基金の事業

調査研究事業

〇トラブルシューターの育成
〇女子刑務所の実状の調査研究、提言
〇新たな法制度の検討

広報・啓発事業

〇シンポジウムの開催

助成事業

〇地域中核団体助成（3団体　限度額100万円）
〇草の根団体助成（10団体　限度額20万円）

助成金を使った草の根の活動（予防）

〇企業の立場から、理解の促進と再就職支援
（障害者雇用企業の団体）
〇弁護士とTSをペアで派遣。施設・学校への出前講習
（東京TSネット）
〇司法関係者と福祉関係者の学びあいネットワーク
（地域のネットワーク）
〇警察署・交番訪問、警察官研修等を通じた理解促進
（育成会）
〇特別支援学校卒業生や施設職員向けリーフレット
（親の会、地域のネットワーク）
〇全国の特別支援学校の教員、保護者等のネット
（PandA-J学校部会）

助成金を使った草の根活動（社会復帰支援等）

〇少年院や刑務所出所者のピア支援
（セカンドチャンス、配りの会等）
〇矯正施設入所者との文通
（マザーハウス）
〇薬物依存症の出所者の支援
（DARC）
〇更生保護施設におけるパソコン教室
（更生保護施設）

〇医療観察法による連携支援のための研修会
〇医療観察法対象者の家族の支援

SOSを心に抱えた少女たちの支援
－若草プロジェクト－

一般社団法人
若草プロジェクト

少女たちを取り巻く状況

社会の罠
- スマホ・SNS
- JKビジネス
- 性風俗やAVのスカウト

劣悪な生育環境・家庭
- 貧困
- 希薄な親子関係
- 家庭内暴力
- 性的などの虐待

学校・地域
- 不十分な教育
- いじめ
- 大人の無理解
- 居場所や相談先がない

少女たちのSOS

抜け出せない環境
- 性風俗
- ヒモ、暴力団
- 薬物の蔓延
- 性倫理の低下
- 安定した就職が困難
- 社会の無理解

孤独と困窮に立ち竦む
- 住むところがない
- 信頼できる人がいない
- お金がない
- コミュニティからの排除

↓

- 性的搾取
- 早すぎる妊娠・出産、困難な育児
- 薬物中毒、摂食障害
- 低い自己肯定感・自殺願望

◆どうしたらよいかわからない
◆だれにも相談できない
◆「立派な大人」に対する警戒感

支援が必要な子ほど繋がらない

▼情報を知らなかった
▼危害を加えたり利用する大人ではない大人（安全な大人）との繋がりがなかった

▼人間不信、大人不信
→否定される、理解してもらえない、受け入れてもらえない、
見捨てられたくない、親や学校や友達にバレてしまう（これまでの経験より）

▼自分だけかと思っていた→とてもじゃないけど言えない
みんなそうかと思っていた→当たり前のことだから言う必要がない

▼自己肯定感が低い
→自分が悪い、自分なんかが相談してはいけない、もっと辛い想いをしている人がいる、自分なんてどうなってもいい

▼親を悪者（または犯罪者）にしたくない、迷惑をかけたくない、悲しませたくない

▼役所、相談先などに親族や知り合いがいる（地方の子に多い）

（bondプロジェクトの資料より）

若草プロジェクトの活動

つなぐ

1

少女たちと支援者をつなぐ
支援者同士をつなぐ

→ LINEによる相談
同行支援

ひろめる

2

実情を社会にひろめる
支援を少女たちにしらせる

→ シンポジウム
広報活動

まなぶ

3

少女たちの実情を学ぶ
信頼される大人になる

→ 連続研修会
支援マニュアル

LINE相談

いきなり面談や電話相談はハードルが高いので、まず女の子たちになじみ深いSNSで相談

2016年度実績

実施日数	92日（2016年8月末から週3回実施）
実施時間	428時間
受付申請	515件
相談開始	507件（うちメール相談278件）
同行支援	8件

（bondプロジェクトに委託して実施）

「女の子たちの今」を知り「信頼される大人」になるための連続講座

第１回　「婦人保護施設を利用する女性たちに起きたこと」
第２回　「ＡＶ被害について考える」
第３回　「保健室から見える貧困、虐待」
第４回　「性虐待から生き延びる」
第５回　「少女の非行と立ち直り支援を考える」

若草プロジェクト支援マニュアル

少女　若年女性を支援する人のためのハンドブック

- 若い女性たちの現状
- 生育環境や心情の理解
- 分野別解説
  （社会的養護、婦人保護施設・婦人相談員、司法・警
  察、学校、生活保護・生活困窮、自治体等）
- 支援事例と解説（充実しました！）

頒布価格　500円

若草プロジェクトの参加者

代表理事
　大谷 恭子　弁護士。日本女子大学非常勤講師
理事
　村木 太郎　（公社）全国シルバー人材センター事業協会専務理事
　遠藤 智子　（一社）社会的包摂サポートセンター事務局長
　瀬尾 まなほ　瀬戸内寂聴秘書
　牧田 史　　弁護士

代表呼び掛け人
　瀬戸内 寂聴（作家、僧侶）
　村木 厚子（前厚生労働事務次官）

呼び掛け人
　千葉景子　日本更生保護女性連盟会長、元法務大臣
　山田洋次　映画監督
　小津博司　弁護士・元検事総長
　菊地裕太郎　弁護士、元日弁連副会長
　小室等　ミュージシャン
　道浦母都子　歌人
　上野千鶴子　(NPO)WAN理事長、東京大学 名誉教授
　浅倉むつ子　早稲田大学教授
　熊坂義裕　医師、(一社)社会的包摂サポートセンター代表理事

「4つの基本的視点」と「3つの支援のかたち」

4つの基本的視点

○自立と尊厳

すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠するべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。

○つながりの再構築

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができることは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。

○子ども・若者の未来

生活困窮の結果、子どもたちが深く傷つき、若者たちが自らの努力では如何ともしがたい壁の前で人生をあきらめることがあってはならない。それはこの国の未来を開く力を大きく損なうことになる。生活支援体系は、次世代が可能なかぎり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。

○信頼による支え合い

新しい生活支援の体系は、自立を支え合う仕組みであり、社会の協力で自助を可能にする制度である。したがってここでは、まず制度に対する国民の信頼が不可欠となる。制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度についての情報を広く提供し理解を広げつつ、信頼を損なうような制度運用の実態があればこれを是正していく必要がある。

3つの支援のかたち

○包括的・個別的な支援

尊厳ある自立に向けた支援は、心身の不調、知識や技能の欠落、家族の問題、家計の破綻、将来展望の喪失など、多様な問題群に包括的に対処するべきものである。いわゆる縦割り行政を超えて、地域において多様なサービスが連携し、できる限り一括して提供される条件が必要である。他方において、自立を困難にしている要因群は、その人ごとに異なったかたちで複合している。生活困窮者それぞれの事情や想いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援をおこなうべきである。

○早期的・継続的な支援

職を失うなどして生活困窮に陥り、社会とのつながりを弱めた時、できるだけ早期に対処することが支援の効果を高める。生活困窮者が、引きこもりなどで地域社会から見えにくくなったり、窓口相談にやってくる気力を失っていたりすることもふまえて、訪問型も含めた早期対応が図られることが大切である。

○分権的・創造的な支援

個々人の事情と段階に応じ、想いに寄り添った支援は、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業、民生委員・児童委員その他様々なインフォーマルな支援組織など、民間の柔軟で多様な取組が活かされ、国や自治体がこれをしっかり支えることで可能になる。すでに地域ごとに多様な民間団体が活動を展開しており、その達成は新たな生活支援体系においても継承されていくべきである。

再犯の防止等の推進に関する法律

（平成28年12月14日）

目的（第1条）

　この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念（第3条）

１　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

２　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

国等の責務（第4条）

１　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

→再犯防止推進計画の策定

２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

→国の計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定める努力義務

連携、情報の提供等（第5条）

１　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

２　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

４　再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月）を踏まえた新たな再犯防止対策

今後は、矯正施設における処遇及び保護観察の充実強化策にとどまらず、
起訴猶予となる者、罰金や執行猶予となる者、満期釈放者等に対する福祉・医療的支援を含め、
刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通じた切れ目のない指導・支援の強化策を講ずる

【刑事司法手続の概略】

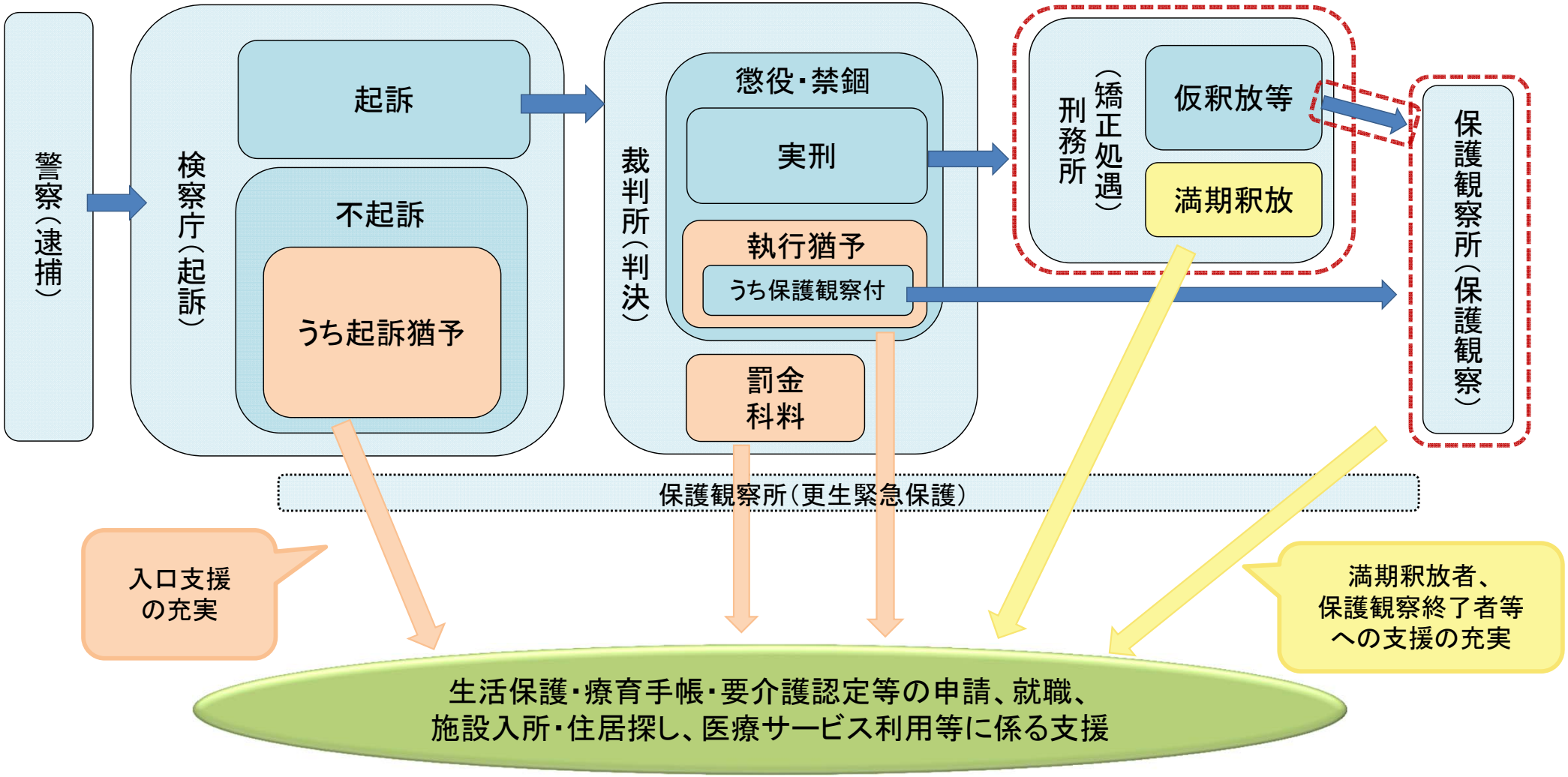

これまでの再犯防止施策は、民間の力を取り入れながら、国が中心となって推進してきたが、
今後は、国民の理解を土台とし、国・地方・民間とがこれまで以上に連携しながら、
総合的に施策を推進していく

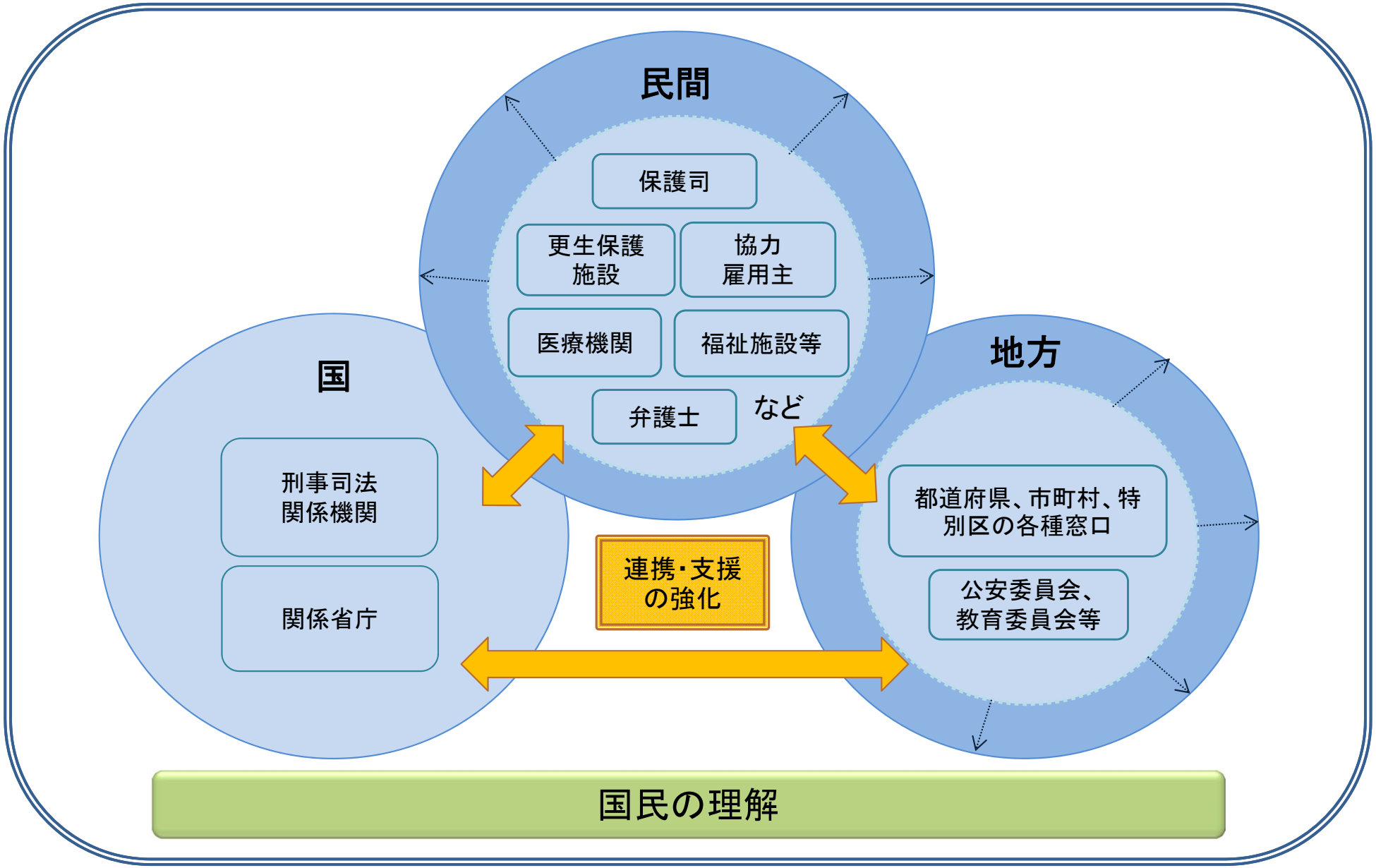

３－参考　27年12月24日付け社会・援護局総務課事務連絡（抄）

・・・福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

・・・地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです・・・

《事例》　53歳　男性　　アルコール依存・窃盗

1. 窃盗により服役中定着支援センターの支援を一旦拒否　　執行猶予中に再犯し服役

2. 地域生活定着支援センターの支援を受け手帳の申請・決定を受ける。

3. 退所前に、地域生活定着支援センターと相談支援事業所でケース検討会

4. アルコール問題解決の為、共同住居を確保し通所先を検討

   ・退所と同時に共同住居で生活　　・就労支援B型の利用開始

   ・アルコールミーティングに参加　　・周辺住民等による見守り

地域移行・定着支援の利用検討

ハローワークにて職業判定を実施しB型利用開始

5. 現在は、落ち着いた生活を維持している。

考　察

本ケースは、受刑後、社会内に行き場のない人について、地域生活定着支援センターが保護観察所の生活環境の調整に協力した結果、釈放後の福祉サービス提供へ。

→地域移行・定着支援は、早期に利用調整が行われると、スムーズな利用可

→司法関係機関から早期に情報提供され利用調整につなげる実践を重ねる必要

生き心地の良い町とは

- いろんな人がいる、色んな人がいた方がいい
- 人物本位を貫く
- どうせ、自分なんてと考えない
- 病は市に出せ
- 関心は持つが監視はしない
- 人間の性や業を知る

「生き心地の良い町この自殺率の低さには理由がある」岡　檀